様式第1号(第４条関係)

(表)

朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用申込書

年 　 月 　 日

(宛先) 安曇野市長

　　　　　　　　　　　 所在地

　　　　　 　　　　　　 名 称

　　　　　 　　　　　　代表者名

朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等を下記のとおり使用したいので、承諾してください。

なお、朝が好きになる街安曇野ロゴマーク及びロゴタイプ使用規程を遵守します。

記

１．使用申請の対象物の名称(商品名等)

２．使用目的

３．使用方法

４．使用期間

□　令和　 年 　月 　 日 から 令和 　 年 　月 　日 まで

□　使用承諾の日から２年間

５．添付書類

６．担当者名及び連絡先

(裏)

朝が好きになる街安曇野ロゴマーク及びロゴタイプ使用規程(抄)

（使用上の遵守事項）

第７条 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマーク等の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) ロゴマーク等の使用にあたっては、使用承諾を受けた内容に限ること。

(3) 使用承諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

(4) 「朝が好きになる街安曇野」ロゴマーク等使用マニュアルに従って使用すること。

(5) ロゴマーク等自体を商品化しないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(6) その他各種の法令を遵守すること。

（承諾の取消し等）

第 10 条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。 この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この規程に違反した場合

(2) 使用者が、使用承諾に付した条件に違反した場合

(3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) その他ロゴマーク等の使用の継続が不適当であると認められた場合

２ 市長は、ロゴマーク等を使用する者に、ロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（使用の非独占性等）

第11条 この規定による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではない。

２　ロゴマーク等の表示は、当該商品の品質又はサービスの内容を市が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「安曇野市推奨」「認定」等の文言を使用してはならない。

（損失補償等の責任）

第13条　本市は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２ 使用者は、使用物件等の欠陥等により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

３ 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。